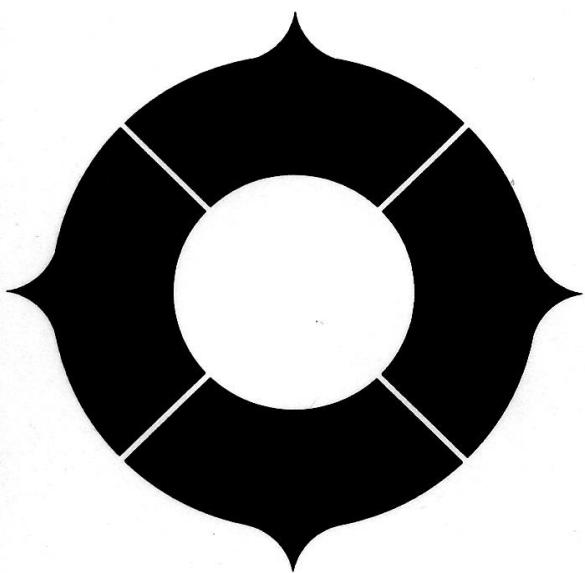


路外駐車場設置及び届出の手引き



豊中市 都市基盤部 交通政策課

は　じ　め　に

この手引き書は駐車場法（昭和32年法律第106号）で定められている路外駐車場の届出について解説するものです。

路外駐車場の「路外」とは道路の路面外のことです。従って路外駐車場とは、道路の路面以外の土地に設置されるすべての駐車場のことになります。

このうち、駐車ますの総面積が500m²以上のものは、駐車場法の構造及び設置の基準に適合する必要があります。さらに、時間貸駐車場等、だれでも利用できる公共駐車場の場合は「路外駐車場設置届」にて、その設置及び変更を届け出る必要があります。また、併せて路外駐車場設置後の業務運営の基本となる「路外駐車場管理規程届」を供用開始後10日以内に届け出ることが必要です。既届出内容に変更がある場合も届出が必要です。

一方、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）では、路外駐車場のうち、建築物や建築物敷地に設けられた駐車場等を除いた「特定路外駐車場」を設置する際に届出が必要ですが、駐車場法による届出に規定書面を添付した場合はこれにかえる事ができるとされています。このため、本手引き書ではこの届出についても解説します。

この手引き書では、届出事務の要点についてのみ記載していますが、それらの根拠は、各種の法令、省令、条例、基準などの条項によります。

なお、500m²以上の公共駐車場以外の場合であっても、その規模、形態により各種法令に基づく届出が必要となる場合がありますので、窓口にお尋ねください。

目 次

I. 路外駐車場について	
1 路外駐車場とは	P1
2 路外駐車場に関する法律等	
3 路外駐車場の届出制度（路外駐車場届出フロー）	
II. 駐車場法	
1 構造及び設備について技術基準に適合しなければならない駐車場	P2
2 駐車場法に基づく届出（1）～（4）	
路外駐車場（変更）設置届出の手続き	P3
（5）路外駐車場設置等に関する必要書類	
（別表1～3）	P4
3 路外駐車場の構造及び設備についての基準	
（1）駐車場の出入り口を設置出来ない部分（第7条第1項）～（2）まで	P5
（3）車路（第8条第2項）～（4）まで	P6
（5）駐車の用に供する部分の高さ（第9条）～（11）まで	P7
路外駐車場設置届出書（様式1）	P8 ~ P12
路外駐車場設置（変更）届出書（様式2）	P13 ~ P15
路外駐車場管理規程届出書（様式3）	P16
路外駐車場管理規程変更届出書（様式4）	P17
路外駐車場廃止届出書（様式5）	P18
路外駐車場休止届出書（様式6）	P19
路外駐車場再開届出書（様式7）	P20
特殊装置設置計画書（様式8）	P21
駐車場管理規程（例）	P22 ~ P27
III. バリアフリー新法	
1 バリアフリー新法の対象となる駐車場	P28
2 バリアフリー新法による届出	
（1）特定路外駐車場（変更）の届出	
（2）特定路外駐車場設置等の手続き	
（3）特定路外駐車場設置等に関する必要書類	
3 路外駐車場移動等円滑化基準	P29
（1）路外駐車場車いす使用者用施設（第2条）	
（2）路外駐車場移動等円滑化経路（第3条）	
（3）特殊の装置（第4条）	P30
路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面	P31
移動等円滑化基準チェック表	P32

I. 路外駐車場について

1 路外駐車場とは

道路の路面外に設置される自動車（大型自動二輪車及び自動二輪車を含む。以下同じ。）の駐車のための施設であって、不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場をいいます。【駐車場法第2条第2項】

したがって、月極駐車場や社員駐車場等は路外駐車場に該当しません。

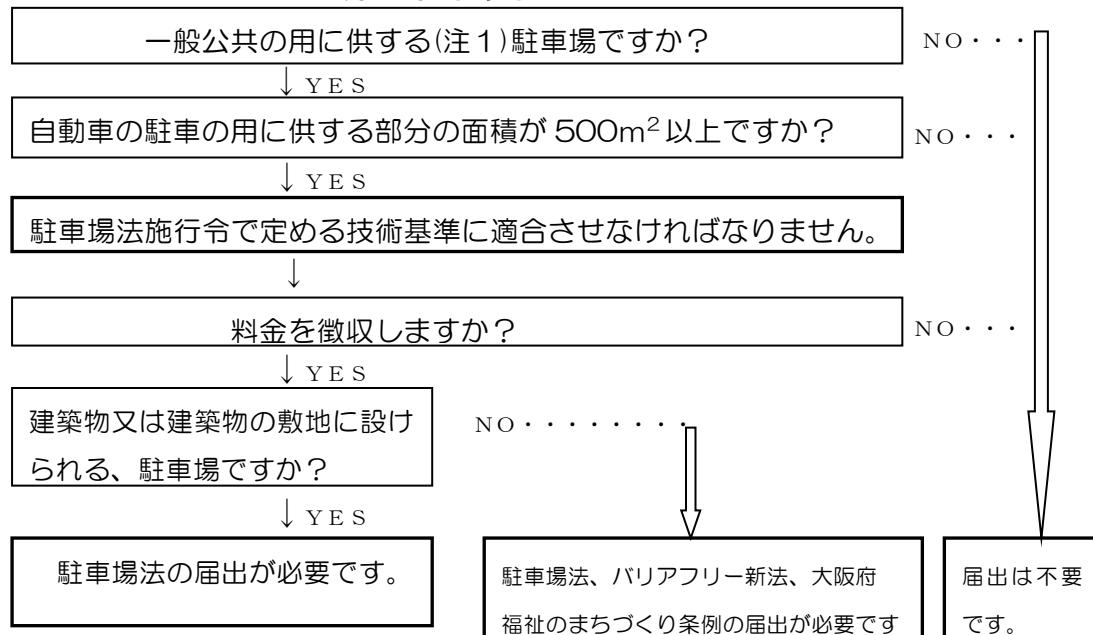
2 路外駐車場に関する法律等

路外駐車場に関する法律としては、「駐車場法」（昭和32年法律第106号）、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号、以下「バリアフリー新法」という。）があり、それぞれ駐車場を設置する場合の技術基準と届出義務が規程されています。また、大阪府においても「大阪府福祉のまちづくり条例」（平成4年条例第36号）が制定されており、整備基準と届出義務が規定されています。

3 路外駐車場の届出制度

「駐車場法」、「バリアフリー新法」、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく路外駐車場の届出の考え方は、下記フローのとおりです。

路外駐車場届出フロー



(注1)

一般公共の用に供する駐車場とは、時間貸し駐車場等、不特定多数が駐車出来る施設。

II. 駐車場法

1 構造及び設備について技術基準に適合しなければならない駐車場

路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が $500m^2$ 以上あるものは、駐車場法施行令その他関係法令の規定で定める技術基準によらなければなりません。

[駐車場法第11条]

- ①駐車の用に供する部分の面積（駐車ますの面積が $500m^2$ 以上）…車路を除いた駐車の用のみに供する部分の面積を言う。
- ②特殊装置（エレベーター等の機械式）を用いる駐車場は、普通自動車（大型バス、トラックを除く）用 $15m^2/台$ 、小型自動車 $12m^2/台$ とみなして算定します。

2 駐車場法に基づく届出

（1）路外駐車場設置（変更）の届出

都市計画区域内における路外駐車場で、自動車の駐車の用に供する部分の面積が $500m^2$ 以上で駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ規程に基づく内容を市長に届出なければなりません。また、届出である内容を変更しようとするときも、届出が必要な場合があります。[駐車場法第12条]

※商業施設や病院等の駐車場であっても、有料のもの（一定時間は無料であるが、超過時間等で料金を徴収するものを含む。）は届出が必要な場合があります。

（2）路外駐車場管理規程（変更）の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめ管理規程を定め、供用開始後10日以内に市長へ届出なければなりません。また、管理規程に定めた事項を変更したときも、10日以内に届出が必要です[駐車場法第13条]

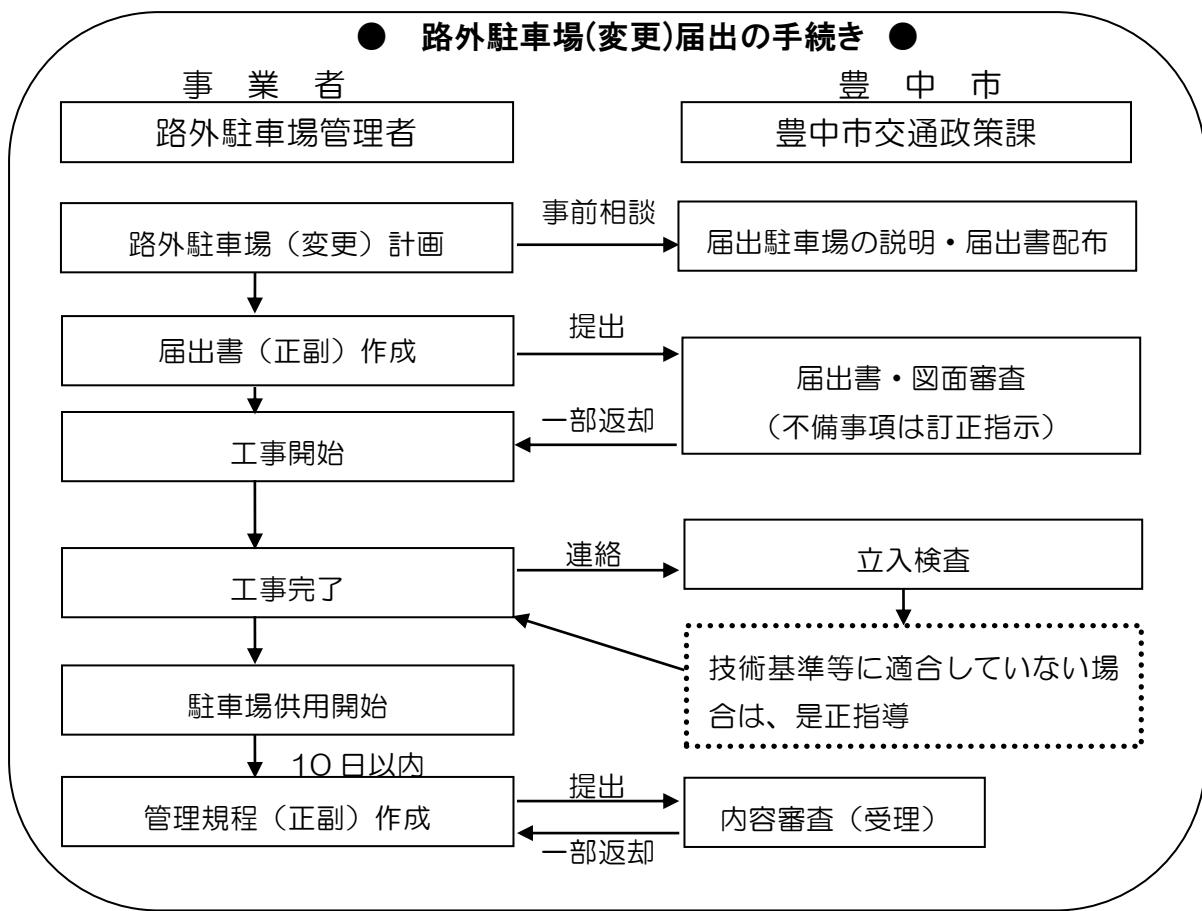
（3）路外駐車場休止等の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部供用を休止し、又は廃止したときも、届出が必要です。[駐車場法第14条]

（4）路外駐車場設置（変更）届出の手続き

- ①路外駐車場の設置を計画したときは、都市基盤部交通政策課と協議してください。
（路外駐車場変更の場合は、変更届のみの提出）
- ②協議終了後、工事着工までに路外駐車場（変更）届出書2部を書面提出もしくは、市ホームページから電子申込システムで届出をしてください。
内容を審査後、書面の場合は受領印を押し1部返却し、電子システムでの申込の場合はメールで受領をお知らせします。[駐車場法第12条]
- ③工事完了後、連絡してください。立入検査を行います。[駐車場法第18条]
- ④技術基準に不適合の場合是正指示を行うことがあります。[駐車場法第19条]
- ⑤当該指示箇所を改修後、供用を開始してください。
- ⑥供用開始後10日以内に路外駐車場管理規程（変更）届出書を2部提出してください。受理印を押し1部返却します。[駐車場法第13条]
- ⑦上記②～⑥の届出や命令に従わなかった場合、罰則規定があります。

● 路外駐車場(変更)届出の手続き ●



(5) 路外駐車場設置等に関する必要書類

路外駐車場の設置、変更、廃止、休止、再開などを行なう場合、下記の書類を2部提出してください。

	必 要 書 類	添付書類	届 出 時 期	備 考
1	路外駐車場設置(変更)届出 路外駐車場に添付する書面	別表1	工事着工前	都市基盤部交通政策課に提出
2	管理規程届出書 管理規程変更届出書	別表2	供用開始・変更後 10日以内	駐車場の全部又は、一部を廃止したことにより、届出の要件に該当しなくなったときに提出してください。
3	路外駐車場廃止届出書	別表2	廃止後 10日以内	駐車場を廃止するときに提出
4	路外駐車場休止届出書	別表2	休止後 10日以内	駐車場の改修等で営業を休止するときに提出してください。
5	路外駐車場再開届出書	別表3	再開後 10日以内	休止していた駐車場の営業を再開するときに提出してください。

別表1

添付書類			
1	路外駐車場設置届チェック表及び移動等円滑化基準のチェック表		
2	地形図 (案内図) 縮尺 1/10,000 以上		
3	平面図 縮尺 1/200 以上 (以下の事項を表示したもの) (1) 駐車場の区域 (2) 駐車場の出口及び入口、自動車の車路その他の主要施設 (建築物の内部にあるものを除く) (3) 駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条 第1項に規定する道路の部分及び橋		
4	建築物である場合	各階平面図	縮尺 1/200 以上
		2面以上の平面図、断面図	縮尺 1/200 以上
		屈曲部、傾斜部の詳細図	縮尺 1/200 以上
		換気風量、照明の照度分布が分るもの	
5	機械式駐車装置の場合	大臣認定の写し	
		特殊装置設置計画書 様式8	

別表2

提出届出書類		
1	管理規程届出書	様式3
2	管理規程変更届出書	様式4
3	駐車場廃止届出書	様式5
4	路外駐車場休止届出書	様式6
5	路外駐車場再開届出書	様式7

別表3

添付書類		
1	地形図 (案内図)	縮尺 1/10,000 以上
2	平面図	縮尺 1/200 以上 (1) 駐車場の区域を表示(休止の場合は、休止する部分も表示してください)

3 路外駐車場の構造及び設備についての基準(駐車場法施行令)

(1) 駐車場の出入り口を設置出来ない部分(第7条第1項)

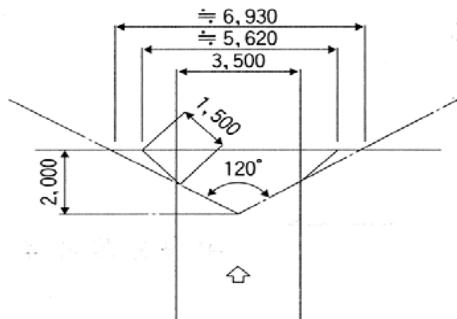
- ① 道路交通法44条に掲げる部分
 - イ. 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 - ロ. 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分
 - ハ. 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後5m以内の部分
- 二. 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10m以内の部分
- ホ. 乗合自動車の停留所又はトロリーバスの停留場を表示する標示柱又は標示板の位置から10m以内の部分（運行時間中に限る。）
- ヘ. 踏切前後の側端からそれぞれ前後10m以内の部分
- ② 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分
- ③ 幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。）
- ④ 橋、幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を越える道路

(2) 出入り口の安全(第7条2~7項)

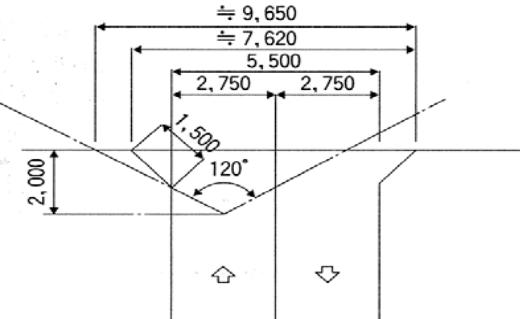
- ① 前面道路が2以上ある場合、自動車交通の支障の少ない道路に設けなければならない
- ② 駐車の用に供する面積が6,000m²以上の場合、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分類されている場合を除き、自動車の出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上としなければならない
- ③ 必要に応じ隅切りを取らなければならない。この場合、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、隅切り長は1.5m以上としなければならない
- ④ 出口から2m（自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m）後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内の通行人を確認できなければならない

※出口の視距等

〔一方通行の場合〕

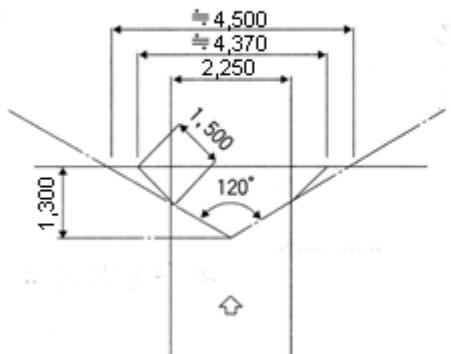


〔相互通行の場合〕

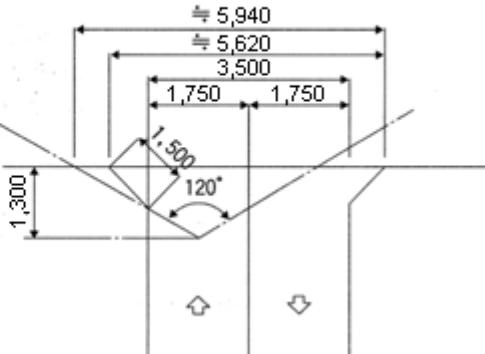


※自動二輪車専用駐車場

〔一方通行の場合〕



〔相互通行の場合〕



(3) 車路(第8条第2項)

- ① 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75m（自動二輪車専用駐車場にあっては、1.75 m）以上
- ② 一方通行の自動車の車路又はその部分（上記の部分を除く。）3.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m）以上
- ③ その他の自動車の車路又はその部分 5.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m）以上

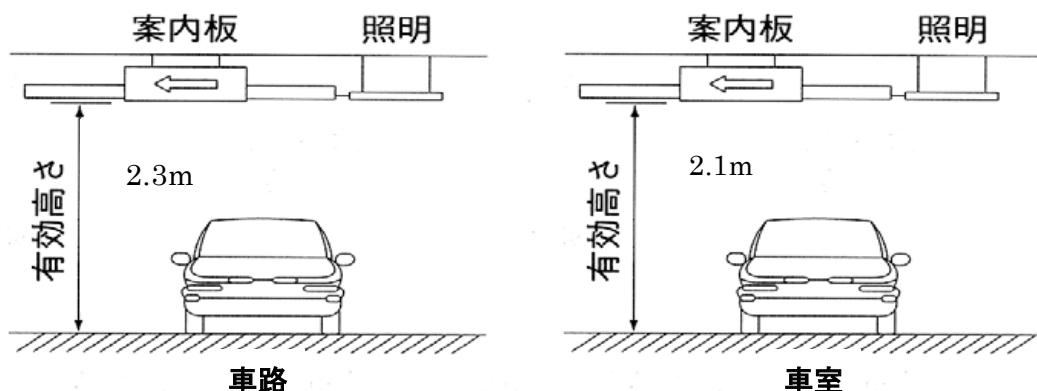
(4) 建築物である駐車場(第8条第3項)

- ① はり下の高さは2.3m以上であること
- ② 屈曲部は、自動車が5m以上の内法半径（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあっては、特定自動二輪車が3m以上の内法半径）で回転できること
- ③ 傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと
- ④ 傾斜部の路面は滑りにくい材料で仕上げること

(5) 駐車の用に供する部分の高さ(第9条)

建築物である路外駐車場において、はり下の高さ 2.1m 以上でなければならない

○はり下の高さ



(6) 避難階段(第10条)

建築物である路外駐車場において、直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する非難階段または、これに代わる設備を設けなければならない

(7) 防火区画(第11条)

建築物である路外駐車場において、火災の危険のある施設（給油所等）を附置する場合、耐火構造（建築基準法2条7号に規定する耐火構造）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令112条1項に規定する特定防火設備）で区画しなければならない

(8) 換気装置(第12条)

建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積 $1m^2$ につき毎時 $14m^3$ 以上直接外気と交換できる換気装置を設けなければならない。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の $1/10$ 以上であるものについては、この限りでない

(9) 照明装置(第13条)

建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない

- ① 車路面10ルックス以上
- ② 車室の床面で、2ルックス以上

(10) 警報装置(第14条)

建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない

(11) 特殊装置(第15条)

国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものは、この規定を適用しない

- ・特定自動二輪車；大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付のものを除く）
- ・自動二輪車専用駐車場；特定自動二輪車の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分

路外駐車場チェック表

駐車場の名称	
駐 車 形 態	
リスト作成者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

届 出 書	チ エ ック	審 査	備 考
全ての路外駐車場	1 路外駐車場設置(変更)届書 2 部		変更の届出に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面とする。
	2 路外駐車場設置届チェック表 2 部		
	3 地形図(案内図) 1 /10,000 以上		
	4 区域を表示した縮尺 1 /200 以上 の平面図		
	5 自動車の出入口、車路、その他主要な施設(建築内部を除く)を表示しているか		
	6 附近の道路、施行令第 7 条 1 項に規定する道路の部分、橋を表示しているか		
建築物である場合	7 各階平面図 縮尺 1 /200 以上 の平面図		
	8 2 面以上の立面図、断面図、 縮尺 1 /200 以上		
	9 屈曲部、傾斜部の詳細図 縮尺 1 /200 以上		
特殊の装置を使用する場合	10 大臣の認定書の写し		
	11 特殊装置設置計画書		

技 術 基 準		チエ ック	審 査	備 考
施行令第7条1項 (出入口を設置できない部分)	1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、 又は、トンネルに設けてないか			道路交通法44条に 掲げられる部分
	2 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m以内でないか			
	3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の端 から、それぞれ5m以内でないか			
	4 安全地帯が設けられている道路の当該安 全地帯の左側部分及び当該部分の前後の 側端からそれぞれ、10m以内でないか			
	5 乗合自動車の停留所又はトロリーバスの 停留所を表示する標示柱又は票示板の位 置から10m以内でないか			
	6 踏切前後の側端からそれぞれ前後10m 以内でないか			
	7 横断歩道橋(地下横断歩道含む。)の昇降口 から5m以内でないか			
	8 幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連 携型認定こども園、保育所、児童発達支 援センター、情緒障害児短期治療施設、 児童公園、児童遊園又は児童館の出入口 から20m以内でないか			出入口に接してさく付 きのある歩道を有する 道路、縁、かつ歩道付き の道路の場合は、後段を 除く
	9 陸橋の下、橋でないか(国土交通大臣が 認めたものを除く)			
	10 接続する道路の幅員が6m以上か (m)			
	11 接続する道路の縦断勾配が10%以下か (%)			

技術基準		チェック	審査	備考
施行令第7条2～7項 (出入口の安全)	1 2以上の前面道路がある場合、自動車交通の支障の少ない道路に出入口を設けているか			
	2 駐車の用に供する面積が6000m ² 以上の場合、自動車の出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上としているか（縁石線又はさく、その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向に分類されている場合を除く）			
	3 1.5mの隅切りを設けているか（必要な場合）			
	4 出口から2m（自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m）後退した車路中心線1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上見通せるか			図面に記入
施行令第8条2項 (車路)	1 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m（自動二輪車専用駐車場にあっては、1.75m）以上あるか			図面に寸法を記入
	2 一方通行の自動車の車路又は、その部分（上記の部分を除く。）3.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m）以上あるか			
	3 その他の自動車の車路又はその部分5.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m）以上あるか			

技術基準			チェック	審査	備考
建築物である路外駐車場	施行令 第8条3項 (建築物である駐車場の車路)	1 はり下の高さ 2.3m 以上あるか (m)			
		2 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く)は、自動車が 5m(自動二輪車専用駐車場にあっては 3m)以上 の内のり半径で回転出来るか			
		3 傾斜部の縦断勾配は 17%以下か (%)			
		4 傾斜部の路面は滑りにくい材料であるか			図面に材質等記入
施行令 第9条(駐車の用に供する部分の高さ)		1 はり下の高さ 2.1m 以上あるか (m)			図面に寸法を記入
		1 直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段が設置されているか			
		1 火災の危険のある施設(給油所等)を附置する場合、耐火構造(建築基準法2条7号に規程する耐火構造)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令112条1項に規定する特定防火設備)で区画されているか			
施行令 第12条 (換気装置)		1 床面積 1m ² につき毎時 14m ³ 以上直接外気と交換できる換気装置、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積 1/10 以上確保されているか			技術的基準を満たしていることを示すもの添付
		1 車路面 10 ルックス以上あるか			
		2 車室の床面 2 ルックス以上あるか			
施行令 第14条 (警報装置)		1 出入口について警報装置を設けているか			図面に位置等を記入

技 術 基 準		チエ ック	審 査	備 考
施行令第 15 条 (特殊の装置)	1 国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものはないか			認定書(写)、特殊装置設置計画書添付
施行令第 16 条 (駐車料金)	1 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えないこと			
	2 不当な差別的取扱となる額でないこと			
	3 負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれの額でないこと			
施行令第 17 条 (明示)	1 利用者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない			
駐車場法 第 13 条 (管理規程)	1 路外駐車場の名称			
	2 路外駐車場管理者の氏名・住所			
	3 供用時間、駐車料金			
規則第 3 条 (管理規程)	1 休業日、1 日における供用時間の開始、終了時刻 2 駐車料金は上限額 3 自動車の滅失又は損傷についての損害賠償事項を含むものでなければならない 4 駐車場の構造上駐車することが出来ない自動車 5 駐車場の業務に付帯して行なう燃料の販売、自動車の修理その他業務の概要			駐車料金については平成 30 年 12 月 27 日確定額から上限額に改正されている

(様式2)

路外駐車場設置(変更)届出書

令和 年 月 日

豊中市長 様

[駐車場管理者の氏名又は名称及び住所]

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称				
2 駐車場の位置				
3 規模	イ 駐車場の区域の面積 <input type="checkbox"/> 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D) a 建築物である部分	平方メートル		
	<input type="checkbox"/> 駐車場の用に供する部分の面積(A)	四輪車(注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)	
		特定自動二輪車 専用	平方メートル (駐車台数 台)	
		四輪車及び特定 自動二輪車併用	平方メートル (駐車台数 台)	
		小計	平方メートル	
		四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
		特定自動二輪車 専用	平方メートル (駐車台数 台)	
		四輪車及び特定 自動二輪車併用	平方メートル (駐車台数 台)	
		小計	平方メートル	
	車路等の面積(B)	平方メートル		

3 規 模	b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
				四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	平方メートル
		車路等の面積(D)			平方メートル
		駐車の用に供する部分の面積の合計(A+C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
		特定自動二輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)	
		四輪車及び特定自動二輪車併用		平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
		小計		平方メートル	
		駐車の用に供する部分の面積の合計(A+C)	それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
		特定自動二輪車専用		平方メートル (駐車台数 台)	
		四輪車及び特定自動二輪車併用		平方メートル 四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台	
		小計		平方メートル	

4 構 造	イ 建 築 物 で あ る 部 分		
	口 建 築 物 で な い 部 分		
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a 特 殊 の 装 置 の 有 無	
		b 特 殊 の 装 置 に 係 る 駐 車 場 法 施 行 令 第 15 条 の 規 定 に よ る 認 定 の 概 要	認 定 の 番 号
			特 殊 の 装 置 の 名 称 等
口 そ れ 以 外 の 設 备			
6	附 帯 業 務 の た め の 施 設		
7	従 業 員 概 数		
8	供 用 開 始 (予 定) 日	令 和 年 月 日	

(注)道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

1. 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
2. 3の口の欄「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のために必要な施設の総面積について記載すること。
3. 3の口のa欄及びb欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
4. 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
5. 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
6. 4の口欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
7. 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号及び、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
8. 5の口欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
9. 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

(様式3)

年 月 日

豊中市長様

(駐車場管理者の住所及び氏名又は名称)

路外駐車場管理規程届

このことについて、別添のとおり管理規程を制定したので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届出します。

記

1. 駐車場の名称

2. 制定日

(様式4)

年 月 日

豊中市長様

(駐車場管理者の住所及び氏名又は名称)

路外駐車場管理規程変更届

このことについて、別添のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届出します。

記

1. 駐車場の名称

2. 変更(予定)日

3. 変更項目

(様式5)

年 月 日

豊中市長様

(駐車場管理者の住所及び氏名又は名称)

路外駐車場廃止届

このことについて、下記のとおり廃止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届出します。

記

1. 駐車場の名称

2. 駐車場の位置

3. 廃止年月日

4. 廃止した理由

(様式6)

年 月 日

豊中市長様

(駐車場管理者の住所及び氏名又は名称)

路外駐車場休止届

このことについて、下記のとおり休止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届出します。

記

1. 駐車場の名称

2. 駐車場の位置

3. 休止期間

4. 休止した理由

5. 休止台数

6. 休止する部分の面積

(様式7)

年 月 日

豊中市長様

(駐車場管理者の住所及び氏名又は名称)

路外駐車場再開届

このことについて、下記のとおり再開したので、駐車場法第14条の規定に基づき届出します。

記

1. 駐車場の名称

2. 駐車場の位置

3. 再開年月日

4. 再開台数

5. 再開する部分の面積

(様式8)

年 月 日

豊中市長様

(駐車場管理者の住所及び氏名又は名称)

特殊装置設置計画書

1. 駐車場の名称			
2. 駐車場の位置			
3. 特殊装置の名称等			
4. 特殊装置の認定番号			
5. 特殊装置の認定の有効期限	年	月	日から 年 月 日まで
6. 特殊装置の設置予定日	年	月	日

注意)

設置予定日は、特殊装置の設置（据付等）に係る工事の着手予定日とする。

設置予定日が変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。

複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。

認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

駐車場管理規程（例）

1 名称及び所在地

名称：＊＊＊駐車場

所在地：〇〇府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 〇〇府〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

(2) 名称 ＊＊＊駐車場株式会社

(3) 電話 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇（代表）

(4) 代表者 代表取締役社長 〇〇〇〇

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔離、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ〇.〇m、幅〇.〇m、高さ〇.〇m及び重量〇tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

- 2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し出庫する。
- 3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。
- 4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 自動二輪車の立ち乗りをしないこと。
- (4) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (6) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならぬ。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えた、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 軽自動車以外は、軽自動車用駐車位置に駐車しないこと。
- (9) 自動二輪車は、自動二輪車用駐車位置に駐車すること。
- (10) 車いす使用者等の係員が認めた車両以外は、車いす使用者用駐車位置に駐車しないこと。
- (11) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (12) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。

(13) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は駐車場が満車である場合は受付を停止するほか次の場合には駐車を断り又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内の洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期券駐車券	午前0時から午後12時まで	1カ月	〇〇〇円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		〇〇〇円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		〇〇〇円

(消費税含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。
この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。
また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わぬいで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を收受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を收受する。

(1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用し

た場合

- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して〇日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公

正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任) OOO

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰すことのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雜則

(その他)

第27条 利用者は、豊中市「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」第24条に定めるとおり、アイドリング・ストップを行わなければならない。

(この規程に定めない事項)

第28条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

III. バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

1 バリアフリー新法の対象となる駐車場

路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500m^2 以上あり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（建築物又はその敷地に設けられる駐車場を除く。以下「特定路外駐車場」という。）は、国土交通省令で定める構造、設備の技術基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合しなければなりません。[バリアフリー新法第11条]

2 バリアフリー新法による届出

（1）特定路外駐車場設置(変更)の届出

路外駐車場管理者は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなりません。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出ることができます。また、届け出た事項を変更しようとするときも、届出が必要です。[バリアフリー新法第12条]

（2）特定路外駐車場設置等の手続き

- ① 特定路外駐車場の設置(変更)を計画したときは、豊中市都市基盤部交通政策課と路外駐車場移動等円滑化基準・提出書類等について協議してください。
- ② 協議終了後、工事着工までに駐車場法第12条の届出書に主務省令で定める書類を添付して届け出してください。[バリアフリー新法第12条]
- ③ 届出の内容に疑義が生じた場合、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うことがあります。[駐車場法第18条]
- ④ 路外駐車場移動等円滑化基準に適合していない場合は、是正の命令を行うことがあります。[バリアフリー新法第12条第3項]
- ⑤ 上記②～④の届出や命令に従わなかった場合、罰則規定があります。

（3）特定路外駐車場設置等に関する必要書類

特定路外駐車場の設置、変更を行なう場合、下記の書類を2部提出してください。

	必要書類	添付書類	届出時期	備 考
1	路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面	別表4	工事着工前	駐車場法第12条の届出に添付する場合

※書類は、A4縦で作成してください。

別表4

添付書類	
1	路外駐車場移動等円滑化基準チェック表
2	平面図 縮尺1/200以上 (以下の事項を表示したもの) (1) 路外駐車場車いす使用者駐車施設 (2) 路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設 ※駐車場法第12条基づく届出書の添付図面に表示してください。

※変更の場合は、変更しようとする事項に係る図面のみ添付してください。

3 路外駐車場移動等円滑化基準

. (1) 路外駐車場車いす使用者用施設(第2条)

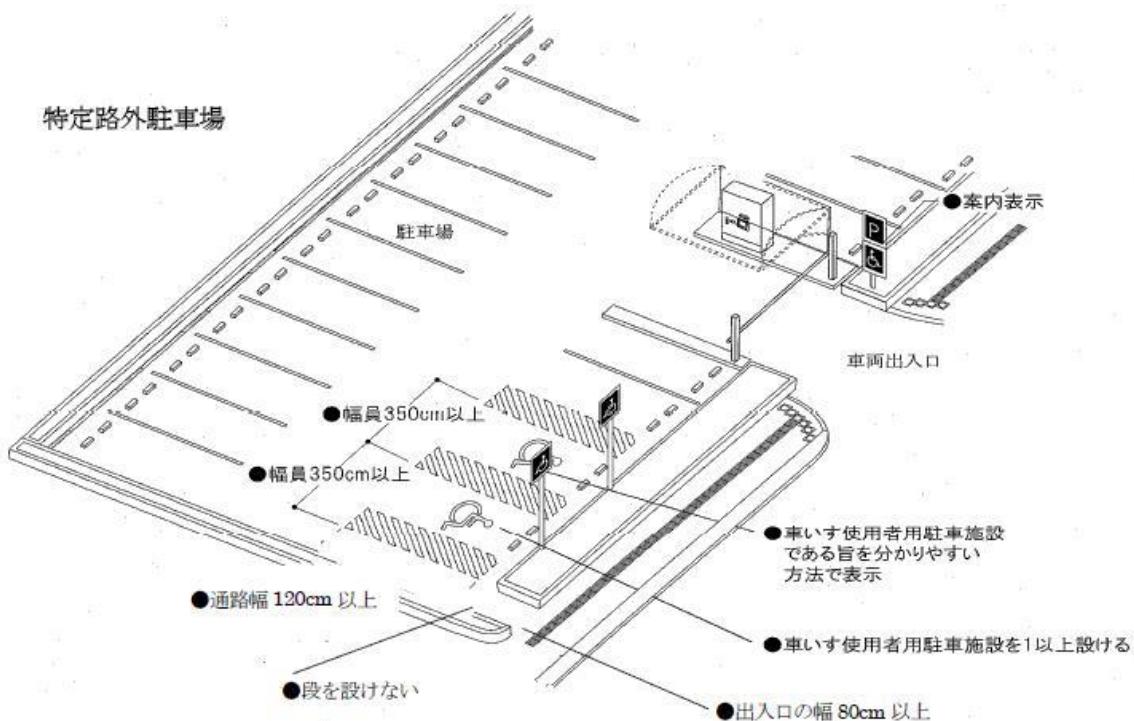
- ① 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することが出来る幅は、3.5m以上の駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。ただし、自動二輪車専用駐車場については、この限りでない。
- ② 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

(2) 路外駐車場移動等円滑化経路(第3条)

- ① 路外駐車場車いす使用者駐車施設から道又は公園、広場その他の空き地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にし、経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。
- ② 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は80cm以上、通路の幅は120cm以上とし、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ③ 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
 - イ. 幅は、段に代わるものにあっては、120cm以上、段に併設するものにあっては、90cm以上とすること。
 - ロ. 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。
 - ハ. 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)にあっては高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
- 二. 勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(3) 特殊の装置（第4条）

特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規程による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、前二条の規定を適用しない。



路外駐車場設置(変更)届出に添付する書面

第2号様式(第7条第2項関係)

令和 年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

移動円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車台数 台		
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 1 /		
	イ 特殊の装置の有無		
	□ 特殊の装置に係る移動等円滑化のための必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年度国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	認定の番号	特殊の装置の名称等

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書きすること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」口欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年度国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」口の「特殊の装置の名称」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。

移動等円滑化基準チェック表

根拠法令		設 備 基 準		チ エ ック	審 査
特 定 路 外 バ リ ア フ リ ー 新 法 関 係	基準省令 第2条	車いす用駐車スペースを一以上設けなければならない(二輪除く)			
		幅は、3.5m以上あるか			
		車いす使用者駐車施設表示をすること			
	基準省令 第3条	移動	長さが出来るだけ短くなる位置に設けること		
		道又は、公園、広場その他の空き地までの経路のうち1以上を移動円滑化経路とする			
		経路上に段を設けないこと（傾斜路を併設する場合を除く）			
		出入口の幅は、80cm以上			
		通路幅は、1.2m以上、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること			
		傾斜路の幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは、90cm以上			
		傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと (高さが16cm以下のものは1/8)			
		傾斜路の高さが75cmを超えるものは、(勾配が1/20を超えるものに限る)は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。			
		傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、手すりを設けること			
大阪府生活環境の保全等に関する条例 第41条の3		アイドリング・ストップの周知 (『500m2以上の駐車場を管理するものは、看板、放送、書面等により当該駐車場を利用する場合においては原動機を停止すべきことの周知のための措置を講じなければならない』と条例に定め)			

当初発行	平成24年（2012年）	5月15日
改正	平成27年（2015年）	1月16日
改正	平成27年（2015年）	4月 1日
改正	平成28年（2016年）	8月 1日
改正	平成31年（2019年）	1月28日
改正	令和 2年（2020年）	3月24日
改正	令和 2年（2020年）	12月28日

★届出の提出先・問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 第二庁舎4F

豊中市 都市基盤部 交通政策課 交通企画係

☎06-6858-2340

E-Mail:koutsuukikaku@city.toyonaka.osaka.jp